

草加市音楽都市宣言30周年協賛団体登録要項

1 目的

この要項は、協賛事業の実施主体となる協賛団体の登録について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協賛事業：草加市音楽都市宣言30周年を記念し、広く周知を図ることを目的として市内音楽団体、企業等が実施する事業で、3登録手続等(2)各号のいずれにも該当しない事業をいう。
- (2) 協賛団体：3登録手続等(2)に規定する証明書の交付を受けた市内音楽団体、企業等で協賛事業を主体的に実施するものをいう。

3 登録手続等

- (1) 協賛団体への登録希望者は、原則として使用開始の30日前までに草加市音楽都市宣言30周年協賛団体登録用紙（第1号様式）を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前項の登録用紙を受理したときは、速やかに、登録希望者に対して草加市音楽都市宣言30周年協賛団体登録証明書（第2号様式）を交付する。

ただし、実施する事業が次のいずれかに該当するときは、登録を認めないものとする。

- ① 協賛事業の目的に沿わないもの
- ② 特定の政治的又は宗教的目的を有しているもの
- ③ 専ら営利その他特定の個人の利益を目的としているもの
- ④ 事業参加者への公衆衛生及び安全の確保が十分に図られていないもの
- ⑤ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施する事業でないもの
- ⑥ 草加市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に使用され、又はこれらの者の利益となるおそれがあるもの
- ⑦ その他公序良俗に反するもの

4 登録期間

協賛団体の登録期間は、3 登録手続等(2)に規定する証明書の交付を受けた日から協賛事業の実施期間終了日までとする。

5 名称使用

協賛団体は、協賛事業の実施に当たり、「草加市音楽都市宣言30周年協賛事業」の名称を使用することができる。

6 内容変更等

市長は、協賛団体から当該事業内容の変更又は中止の申出を受けたときは、3 登録手続等に規定する登録手続を再度行い、又は登録期間を終了するものとする。

7 登録の取消し

(1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、3 登録手続等の規定による登録を取り消すことができる。

- ① 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- ② 実施内容が登録を受けた事業の範囲を超過していると認められるとき。
- ③ 3 登録手続等(2)各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 協賛団体が前項の取消しを受けたときは、速やかに登録証明書を市長に返還しなければならない。

8 事務

協賛団体の登録等に関する事務は、自治文化部文化観光課において処理する。

9 委任

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第1号様式

草加市音楽都市宣言30周年協賛団体 登録用紙

年 月 日

草加市長 宛て

住 所

登録希望者 氏 名 ㊟

電話・FAX番号

登録希望者と同じ（記入不要）

所在地 〒

登録希望者と同じ（記入不要）

団体名 代表者名

登録希望者と同じ（記入不要）

登録希望者と同じ（記入不要）

連絡担当者氏名 連絡先（電話）

メールアドレス (ロゴマーク配布希望 有 無)

事業名称

実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

事業概要

備考 申請者が個人の場合で氏名を署名したときは、押印を省略することができます。

次のいずれかに該当する事業は協賛事業とはなりません。

- ①草加市音楽都市宣言30周年協賛事業の目的に沿わないもの
- ②特定の政治的又は宗教的目的を有しているもの
- ③専ら営利その他特定の個人の利益を目的としているもの
- ④事業参加者への公衆衛生や安全の確保が十分に図られていないもの
- ⑤令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施する事業でないもの
- ⑥草加市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に使用され、又はこれらの者の利益となるおそれがあるもの
- ⑦その他公序良俗に反するもの

草加市音楽都市宣言
30周年協賛団体
登録証明書

様

貴団体を、草加市音楽都市宣言
30周年の協賛団体に登録しまし
たので証明します

草加市音楽都市宣言が30周年
を迎えたことを、貴団体の事業を
通じて発信していただきますよう
ご協力をお願いします

年 月 日

草加市長 山 川 百合子